

平成 31 年 1 月 吉日

事業者 各位

公益社団法人  
滋賀労働基準協会 東近江支部  
支部長 枝國 聡司

## 新入者に対する安全衛生教育の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法には新規雇用の労働者や作業内容を変更した労働者に対して、労働災害防止のために遅滞なく安全衛生教育を実施しなければならないことが定められております。

つきましては、この法令に基づく安全衛生教育を下記により開催いたしますので、新入社員等の該当者のある事業場におかれましては、ぜひ受講させていただきますようご案内いたします。

なお、この安全衛生教育は各業種に共通する基本的な内容で実施しますので、各事業場において労働者が従事する業務に必要な、作業方法、作業手順、特有の危険性等に関する教育は別に実施されるようお願いいたします。

### 記

1. 日 時 平成 31 年 4 月 4 日(木) 午前 10 時 15 分～午後 4 時 45 分

会 場 アピアホール (近江鉄道八日市駅前 平和堂 4 階)  
東近江市八日市浜野町 3-1

#### 2. 教育内容

- (1) 職業人としての心得
- (2) 職場の安全のために(自らケガしないために)
- (3) 健康な職業生活のために
- (4) 事故が起きたらどうするか
- (5) 実技「指差し呼称」(・指差し唱和・タッチアンドコール・健康 KY)

3. 受講料 会 員 7,216 円/人 (テキスト代及び昼食代、消費税を含む)  
非会員 8,816 円/人 (    "                      "                      "                      )

#### 4. 申込み及び締め切り

- (1) 末尾の申込書に必要事項を記入し、**3 月 22 日(金)までに**(公社)滋賀労働基準協会 東近江支部宛にお申し込み下さい。

〒527-0022 東近江市八日市上之町 1-43 松原ビル 3F

(TEL 0748-24-1907 FAX 0748-25-2315)

受付後、受講票を FAX 致します。

- (2) 受講料は **3 月 29 日までに**当支部へ現金を持参いただくか又は次の銀行口座へお振り込みください。

滋賀銀行八日市東支店(普)036759 公益社団法人滋賀労働基準協会東近江支部

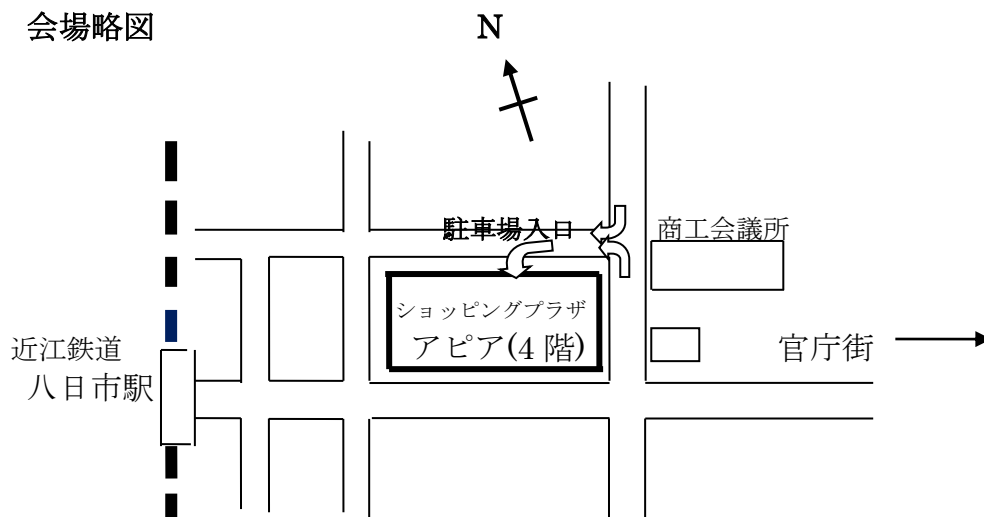
- (3) 定員 130 名に達し次第締め切りとします。

#### 5. その他

教育終了後、修了証を交付しますので必ず**認印**を持参してください。

この教育の詳細(内容・カリキュラム等)につきましては、直接、[公益社団法人 滋賀労働基準協会 東近江支部](#) へお問い合わせください。  
 申込、取消、変更、受講料入金先などについては、本部主催講習とは異なりますのでご注意ください。(TEL 0748-24-1907)

### 会場略図



キリトリセン

(公社)滋賀労働基準協会東近江支部 行 FAX 0748-25-2315

### 新入者安全衛生教育(4/4)受講申込書

受講者氏名	生年月日	現住所	受講料
	昭和 平成 . .		振込・現金
	昭和 平成 . .		振込・現金
	昭和 平成 . .		振込・現金
	昭和 平成 . .		振込・現金
	昭和 平成 . .		振込・現金
	昭和 平成 . .		振込・現金

- ※ 現住所は入社後に居住する住所をご記入ください。
- ※ 受講料の欄は、(振込・現金) どちらかに○を付けて下さい。
- ※ 受講申し込みにあたってお知らせいただく個人情報、講習実施の目的以外に使用することはありません。
- ※ 受講者多数により欄が不足する場合は別紙を作成してお申し込み下さい。

平成 31 年 月 日 上記の通り申し込みます。

事業場名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

事業者氏名 \_\_\_\_\_ 担当者氏名 \_\_\_\_\_